

令和5年飯田市議会第4回定例会議案目次

(12月8日提出分)

- | | |
|---------|------------------------------|
| 議案第131号 | 飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第132号 | 公の施設の指定管理者の指定について（飯田市健康増進施設） |
| 議案第133号 | 令和5年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案 |

議案第131号

飯田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年12月8日提出

飯田市長 佐藤 健

記

飯田市手数料条例の一部を改正する条例（案）

飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

を

」

「

戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付

に、

」

「

戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定による磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付

を

」

「

戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若し

くは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定による除籍証明書の交付

に、

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付（次項の事務を除く。）

を

戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付（次項の事務を除く。）又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付

に、

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長が受理した書類の閲覧

書類1件

350円

を

戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務

書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件

350円

戸籍法第120条の3第2項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるもの）に限る。以下この項及び次項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当

戸籍電子証明書提供用識別符号1件

400円

<p>該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
<p>戸籍法第120条の3第2項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号1件</p>	<p>700円</p>

に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

議案第132号

公の施設の指定管理者の指定について（飯田市健康増進施設）

下記のとおり、公の施設の指定管理者の指定をしたいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月8日提出

飯田市長 佐藤 健

記

- 1 公の施設の名称
飯田市健康増進施設
- 2 指定する団体の名称
株式会社飯田健康温泉
- 3 指定の期間
令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

令和5年度飯田市一般会計補正予算（第8号）案

令和5年度飯田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29,314千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,414,952千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年12月8日提出

飯田市長 佐藤 健

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項
19 繰越金	1 繰越金
21 市債	1 市債
歳入合計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
530,506	17,314	547,820
530,506	17,314	547,820
5,111,100	12,000	5,123,100
5,111,100	12,000	5,123,100
54,385,638	29,314	54,414,952

歲 出

款	項
4 衛生費	1 保健衛生費
歲 出 合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
5,872,944	29,314	5,902,258
4,577,957	29,314	4,607,271
54,385,638	29,314	54,414,952

第2表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
飯田市健康増進施設整備事業	令和5年度から令和6年度まで	千円 68,146

第3表 地方債補正

1 変更

起 債 の 目 的	補正前の限度額	補正後の限度額
保健衛生事業費	千円 10,100	千円 22,100
計	5,111,100	5,123,100

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	530,506	17,314	547,820
21 市債	5,111,100	12,000	5,123,100
歳入合計	54,385,638	29,314	54,414,952

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費	5,872,944	29,314	5,902,258
歳 出 合 計	54,385,638	29,314	54,414,952

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一般財源
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	12,000		17,314
	12,000		17,314

2 歳 入

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目	補正前の額	補正額	計
19 繰越金	530,506	17,314	547,820
1 繰越金	530,506	17,314	547,820
1 繰越金	530,506	17,314	547,820
21 市債	5,111,100	12,000	5,123,100
1 市債	5,111,100	12,000	5,123,100
4 衛生債	177,600	12,000	189,600
歳 入 合 計	54,385,638	29,314	54,414,952

(単位：千円)

節		金額	説明	
区	分			
1	純繰越金	17,314	純繰越金	17,314
1	保健衛生事業債	12,000	一般単独事業債	12,000

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛生費	5,872,944	29,314	5,902,258		12,000		17,314
1 保健衛生費	4,577,957	29,314	4,607,271		12,000		17,314
1 保健衛生総務費	2,704,028	29,314	2,733,342		12,000		17,314
					12,000		17,314
				(市)一般単独事業債			12,000
歳 出 合 計	54,385,638	29,314	54,414,952		12,000		17,314

(単位：千円)

節		説明	額
区分	金額		
12 委託料	7,961	12保健施設管理費	29,314
		01保健施設管理費	29,314
14 工事請負費	16,000	12 委託料	7,961
		指定管理業務委託料	7,461
		分析業務委託料	500
21 補償補填及び賠償金	5,353	14 工事請負費	16,000
		施設改修工事費	16,000
		21 補償補填及び賠償金	5,353
		臨時休業等補償費	5,353

附表 1

債務負担行為で翌年度以降にわたるもの
又は支出額の見込み及び令和5年度以降

事 項		限 度 額	令和5年度以降の支出予定額	
			期 間	金 額
補正前	飯田市健康増進施設整備事業	千円 0	年度	千円 0
補正後		68,146	5～6	68,146

についての令和4年度末までの支出額
の支出予定額等に関する調書補正

左 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
	0		0
	51,100		17,046

附表2

地方債の令和3年度末における現在高
 令和5年度末における現在高の見込み

区 分	令和5年度中増減見込み				
	令和5年度中起債見込額				
	繰越明許分	補正前の額	補正額	補正後の額	計
	千円	千円	千円	千円	千円
1. 普通債	640,900	3,773,600	12,000	3,785,600	4,426,500
(2) 民生	7,400	293,900	12,000	305,900	313,300
合 計	662,400	5,111,100	12,000	5,123,100	5,785,500

並びに令和4年度末及び
に關する調書補正

令和5年度末現在高見込額		
補正前の額	補正額	補正後の額
千円	千円	千円
20,823,406	12,000	20,835,406
1,394,659	12,000	1,406,659
39,670,107	12,000	39,682,107